



特別定額
給付金
特集号

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。



カタログポケット QRコード
公式ツイッター QRコード

●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 令和2年5月15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎ (043) 443-1111
FAX (043) 444-0815
ホームページ
<https://www.city.yachimata.lg.jp/>

特別定額給付金の郵送申請受付を 5月25日(月)から始めます ＜オンライン申請は5月11日(月)から受付を開始しています＞

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に係る国の補正予算が4月30日(木)に成立し、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

市では、特別定額給付金の申請書を5月23日(土)から各世帯に郵送します。5月31日(日)までに届かない場合は、八街市役所特別定額給付金担当へお問い合わせください。

申請は、8月25日(火)までの3カ月受け付けます。忘れずに手続きをお願いします。

◆給付対象者◆

・令和2年4月27日(基準日)現在、八街市の住民基本台帳に記録されている方(外国人の方も住民基本台帳に記録されている方は対象となります)

◆受給権者(受け取る方)◆

世帯主

◆給付額◆

給付対象者1人につき10万円

◆申請方法・給付方法◆

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は「郵送」または「オンライン」を基本とし、給付は原則として申請者の本人名義の銀行口座に振り込みます。
※やむを得ない場合に限り、特別定額給付金担当窓口で申請・給付ができます。

【問い合わせ先】

八街市役所
特別定額給付金担当
☎312-2245
午前9時～午後5時15分
(土曜・日曜日、祝日を除く)

給付申請の流れ

【郵送申請】

5月25日(月)申請受付開始



市から世帯主に、申請書、返信用封筒、案内文などが届きます。

○申請書に世帯主の氏名や振込先口座番号などを記入する。

○別紙に、申請者本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類のコピーを貼り付けます。

＜申請者本人確認書類＞

マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など

＜振込先金融機関口座確認書類＞
金融機関名・口座番号・口座名義人がわかる通帳またはキャッシュカード

○申請書類を返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。

【オンライン申請】

5月11日(月)申請受付開始



市から申請書、返信用封筒、案内文などが届く前に申請することができます。

オンライン申請ができる方は、マイナンバーカードを持っている世帯主の方です。

○マイナポータル「特別定額給付金」申請画面から、世帯主や世帯員の情報、振込先口座の情報を入力し、振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請をします。

○本人確認書類は、マイナンバーカードによる電子署名を行うため不要です。

＜マイナポータルQRコード＞



配偶者からの暴力を理由に避難している方の 特別定額給付金の手続き

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、令和2年4月27日以前にお住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、「特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」の手続きをすると、世帯主でなくとも同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。

※手続きを行うと世帯主(配偶者など)からの申請があっても支給しません。

※特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。

対象の要件

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ②婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、市町村等)の確認書が発行されていること
- ③令和2年4月28日以降に住居が今お住まいの市

区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限などの「支援措置」の対象となっていること

申出書提出先

子育て支援課窓口で「申出書」を提出してください。「申出書」は、子育て支援課窓口のほか、婦人相談所や総務省、市ホームページなどで入手できます。

申出書を提出する際に必要な書類

次の書類のいずれかを提出してください。

○婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書

○保護命令決定書の謄本または正本

※同伴者がいる場合は、同伴者も記載されていることなどが必要です。

※令和2年4月27日以降に八街市に住居を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市で確認がとれるため、書類は必要ありません。

※「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡をしますが、「申出書」に記入された居住の住所などの情報は知らせません。

問い合わせ先

子育て支援課 ☎443-1693

ここが知りたいQ&A

▼令和2年4月27日(基準日)に生まれた子供は給付対象者となりますか。

給付対象者となります。4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

▼令和2年4月27日(基準日)以降に亡くなった人は、給付対象者となりますか。

令和2年4月27日(基準日)以降に亡くなられた人についても、給付対象者となります。

▼住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付対象者とならないのでしょうか。

収入による条件はありません。年金受給世帯や失業保険受給世帯、生活保護の被保護者であることに関わらず、支給対象となります。

※生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しない取り扱いとする方針です。

▼オンライン申請は、どのような手続きですか。

政府が運営する「マイナポータル」において、特別定額給付金のオンライン申請ができます。

オンライン申請を行えるのは、令和2年4月27日時点では、

世帯主であった方で、マイナンバーカードと、マイナンバーカードの交付時に設定した署名用電子証明書の暗証番号(英数字6文字以上16文字以内)が必要となります。

※署名用電子証明書については5回連続でパスワードを間違えて入力した場合、パスワードロックがかかります。

発行を受けた市区町村窓口にてパスワードのロック解除とともに、パスワード初期化申請をし、パスワードの再設定が必要となります。

オンラインで申請者および世帯員の情報、振込口座情報の入力と、金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写しをアップロードして手続きを行います。

▼市役所の窓口で直接申請できますか。

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は原則、郵送またはオンライン方式としていただきます。ご協力をお願いします。

申請書の記入の仕方がわからないなどの質問は「八街市役所特別定額給付金担当」にお問い合わせください。

▼申請書に添付する「本人確認書類」のコピーとは、どんなものですか。

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳など官公庁が発行する本人確認に必要な事項が記載されたものになります。

▼世帯主が、身体が不自由で、自分で申請できない場合は、どのように申請したらよいですか。

本人による申請が困難な方は、郵送または窓口での代理人による申請もできます。令和2年4月27日(基準日)時点での申請受給者の世帯員や法定代理人、親族その他の普段から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方(民生委員、自治会長、親類の同等世帯主の身の回りの世話をしている方)による代理申請ができます。

▼振込先を複数の口座に分けることはできますか。

申請書に記載された銀行口座に給付金を振り込みをしますので、複数の口座に振り込むことはできません。

▼現金支給はできますか。

感染拡大防止の観点から、給付金は原則、口座振込により行うこととなっております。金融機関の口座がない方など、やむを得ない場合に限り、窓口での給付を受けられます。

▼いつ支給されますか。

申請書が市に到着してから指定の口座に振り込まれるまで、おおむね1週間から2週間程度を見込んでいます。

▼30万円を給付する給付金(生活支援臨時給付金)に加えて、10万円が給付されるのでしょうか。

生活に困っている世帯に対して30万円を給付する生活支援臨時給付金に替わり、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために1人当たり10万円を支給する特別定額給付金事業を実施することになりました。

▼給付金を辞退できますか。

申請書の支給対象者氏名欄の横に希望しない場合のチェック欄があり、世帯員ごとに受け取りの可否を決められます。また、世帯全員が受け取らない場合は、申請手続きは不要です。給付金額を1人8万円や9万円などと減額することはできません。

特別定額給付金コールセンター 0120-260020 (フリーダイヤル) 午前9時~午後6時30分

人との接触を8割減らす、10のポイント ①ビデオ通話でオンライン帰省 ②スーパーは1人または少人数ですいている時間に ③ジョギングは少人数で、公園はすいた時間、場所を選ぶ ④待てる買い物は通販で ⑤飲み会はオンラインで ⑥診療は遠隔診療 ⑦筋トレやヨガは自宅で動画を活用 ⑧飲食は持ち帰り、宅配も ⑨仕事は在宅勤務 ⑩会話はマスクをつけて

それ、給付金を装った詐欺かもしれません! 「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください! 市区町村や総務省などが、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください。 消費者ホットライン ☎188 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120-213-188 八街市消費生活センター ☎443-9299 佐倉警察署 ☎484-0110 警察相談専用電話 ☎#9110